

# 患者誤認防止マニュアル

委託検査をおこなうにあたり、患者検体やデータの取違えは重大な過誤を引き起こす原因となる。以下の手順に従い検体および書類の準備をおこなうことを推奨する。また、受託検査施設では、別紙「受託検査施設用検査確認リスト」を用いて確認をおこなうことを推奨する。

- 1 委託検査施設は、依頼対象の患者検体を採取する際、以下の内容を参考に患者誤認を防止することが望ましい。
  - 1.1 採血をおこなう前に、提出する採血管の本数を確認し、すべての採血管に患者名や患者 ID などの識別情報を記載し準備しておく。
  - 1.2 採血前、1.1 の採血管に記載された名前と患者が一致していることを確実にするため、患者から名前を名乗ってもらう、またはリストバンドなどの名前が印字されたものと読み合せをおこなうなどの確認を確実にこなう。
  - 1.3 受託検査施設への提出の際は、患者検体、承諾書および受託施設が発行する専用の依頼書等の書類や記載内容を確認する。これら書類はコピーをとり、検査結果が報告されるまで保管することが望ましい。
- 2 受託検査施設は、受領した検体や依頼書から結果の送付までについて、誤認を防止することが望ましい。
  - 2.1 受領した依頼検体、承諾書および施設専用依頼書の患者名を確認し、受付番号等を記載する。この際、2名で確認すること（ダブルチェックの実施）。
  - 2.2 患者検体を分離する場合は、すべての試験管に受付番号や患者名を確実に記載し、誤認を防止する。
  - 2.3 検査ワークシートを用いる場合は検体に記載されている受付番号や患者名を記入し、結果記入の際、検体と検査ワークシートの受付番号や患者名を照合しながらおこなうこと。
  - 2.4 委託検査施設への報告書作成、報告書の送付の際は、検査結果内容や送付先を2名で確認し、確実に依頼先の委託検査施設に送付する。
  - 2.5 検体受領から結果報告までは、別紙「受託検査施設用検査確認リスト」を参考に検体の取違え防止に努める。
  - 2.6 検査者および確認者を記録しておくこと。
- 3 受託検査施設より得られた結果について、委託検査施設は臨床へ報告するため以下の手順を取ることが望ましい。
  - 3.1 受領した報告書の氏名等に誤りがないか、依頼書等のコピーを用いて2名で確認する。
  - 3.2 電子カルテに報告書等を添付、または報告結果を入力する際は患者の確認を2名でおこなうこと。
  - 3.3 報告者および確認者を記録しておくことが望ましい。